

## 未来共生ウォーターコンソーシアム設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、未来共生ウォーターコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」と称す）という。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、水資源の視点に立脚した研究教育の推進を通じて、持続可能な未来社会を創造できるグローバルリーダーの育成を先導するとともに、広く地域から世界にネットワークを広げ、教育機関、企業、関係団体、学識経験者、行政機関等と協働で、水を通じたサステイナブルな地域社会の実現を目指していく。

### (事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) フィールドワーク等による地域課題の発見や解決のための調査・分析
- (2) 地域の課題解決に向けた個別プロジェクトの立案・実施
- (3) 地域の課題解決に向けた実証実験への協力・実施
- (4) インターネット等を活用した情報発信
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### (会員資格)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する教育機関、企業、関係団体、学識経験者、行政機関等（以下、「会員」という。）で構成する。

- 2 コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、コンソーシアム会長の承認を得るものとする。
- 3 会員がコンソーシアムを退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

### (会長)

第5条 コンソーシアムに、会長を置く。

- 2 会長は、学校法人栗本学園 名古屋国際中学校・高等学校 学校長をもってあてる。

### (職務)

第6条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

- 2 会長が事故等により不在のときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(総会等)

- 第7条 コンソーシアムに、総会を置く。
- 2 コンソーシアムに、専門的事項について調査、研究等を行うためのワーキンググループを置くことができる。
  - 3 総会及びワーキンググループ（以下、「総会等」という。）の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

- 第8条 総会等は、会員をもって構成する。

(招集)

- 第9条 総会は、会長が招集する。

(庶務)

- 第10条 コンソーシアムの事務局は、学校法人栗本学園 名古屋国際中学校・高等学校に置く。

(雑則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。